



様式第4号(第3条関係)

石岡市指令総第 5 号

令和6年 3月 4日

情報部分公開決定通知書

全国市民オンブズマン連絡会議
深海 聡 様

石岡市長 谷島 洋司



令和6年2月7日付けで請求のあった情報の公開について、次のとおり決定しましたので通知します。

請求書受付年月日	令和6年2月7日 (水曜日)
情報の件名	2023年11月、職員へのハラスメントを調べる目的で茨城県石岡市が全職員を対象に実施したアンケートについて、市議会に伝えた内容がわかるもの
決定区分	部分公開
公開の場所	郵送
情報の一部を非公開とした部分	非公表とした数値及び自由記述欄
情報の一部を非公開とした理由	公にすることにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあり、石岡市情報公開条例第9条第6号エに該当するため
※ 公開が可能となる期日	
主管課	総務部 総務課 (人事担当) 電話番号0299(23)1111 内線7245
備考	実費負担70円 (A4用紙10円×7枚) 送付に係る費用は石岡市指令総第4号に含む

(注)1 情報の公開を受ける際に、この通知書を持参してください。

なお、指定された日時に来庁できないときは、あらかじめ電話にてお知らせ願います。

2 「※公開が可能となる期日」とは、非公開決定した理由がなくなる期日を明示したもので、その時点で情報の公開を希望する場合は、再度この日以降に請求をしてください。

(審査請求に係る教示)

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、石岡市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

(処分の取消しの訴えに係る教示)

- 2 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内。以下同じ。）に、石岡市を被告として（訴訟において石岡市を代表する者は、石岡市長となります。）、提起することができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したとき）は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

開示決定に係る行政文書に第三者に関する情報が記録されている場合において、当該第三者から審査請求又は処分の取消しの訴えの提起があったときは、当該行政文書の全部又は一部を開示することができなくなる場合があります。



様式第4号(第3条関係)

石岡市指令総第 4 号

令和6年 3月 4日

情報部分公開決定通知書

全国市民オンブズマン連絡会議
深海 聡 様

石岡市長 谷島 洋司 印



令和6年2月7日付けで請求のあった情報の公開について、次のとおり決定しましたので通知します。

請求書受付年月日	令和6年2月7日 (水曜日)
情報の件名	2023年11月、職員へのハラスメントを調べる目的で茨城県石岡市が全職員を対象に実施したアンケートの集計結果、自由記述欄
決定区分	部分公開
公開の場所	郵送
情報の一部を非公開とした部分	自由記述欄
情報の一部を非公開とした理由	公にすることにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあり、石岡市情報公開条例第9条第6号エに該当するため
※ 公開が可能となる期日	
主管課	総務部 総務課 (人事担当) 電話番号0299(23)1111 内線7245
備考	実費負担240円 (A4用紙10円×24枚) 送料250円 (郵便切手により納付)

(注)1 情報の公開を受ける際に、この通知書を持参してください。

なお、指定された日時に来庁できないときは、あらかじめ電話にてお知らせ願います。

2 「※公開が可能となる期日」とは、非公開決定した理由がなくなる期日を明示したもので、その時点で情報の公開を希望する場合は、再度この日以降に請求をしてください。

(審査請求に係る教示)

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、石岡市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

(処分の取消しの訴えに係る教示)

- 2 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合にあつては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内。以下同じ。）に、石岡市を被告として（訴訟において石岡市を代表する者は、石岡市長となります。）、提起することができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合にあつては、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したとき）は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

開示決定に係る行政文書に第三者に関する情報が記録されている場合において、当該第三者から審査請求又は処分の取消しの訴えの提起があったときは、当該行政文書の全部又は一部を開示することができなくなる場合があります。